## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案) 改正案 現行 Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業) Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業) Ⅳ-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業) Ⅳ-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業) Ⅳ-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性 Ⅳ-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性 Ⅳ-3-1-2 勧誘・説明態勢 Ⅳ-3-1-2 勧誘·説明態勢 (1)~(12)(略) (1)~(12)(略) (新設) (13)契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁 的方法による提供に係る留意事項 ① 金商業等府令第83条第1項第10号に規定する「顧客が前 条第一項第三号ロ又は第五号ロに掲げる事項を理解するた めに相当程度の知識及び経験を必要とするもの」について は、例えば、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧 誘、顧客管理等に関する規則」第2条第7号に規定する店頭 デリバティブ取引に類する複雑な仕組債がこれに該当する ものと考えられる。

- ② 金商業等府令第83条第1項第10号イに規定する「理論価格」を算定する具体的な方法は問わないものの、「当該特定仕組債の発行、組成又は販売に係る業務に要する費用その他の金額」には、販売役務の対価、当該特定仕組債の組成に伴い発生する費用、当該特定仕組債の発行・組成・引受けに関連して見込まれるヘッジ取引により生じるコスト及び発行体の市場における金利又はスプレッドと実際に発行する際に用いられた金利又はスプレッドとの差を含むものとする。
- ③ 金商業等府令第83条第1項第10号イに規定する「理論価格と当該特定仕組債の取得価額との間に差額がある場合に

改正案	現行
おける当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反する	
<u>おそれがある」「理由」については、例えば、このような差額</u>	
は、発行、組成、ヘッジ及び販売等に係る費用や発行、組成	
及び販売に携わる者の利益によって生じている旨を提供す	
<u>ることが考えられる。</u>	
④ 金商業等府令第83条第1項第9号ロ及び第10号ロに規定	
する「当該金融商品取引業者等との間に資本関係」「がある場	
<u>合にあっては、その旨」については、当該金融商品取引業者</u>	
等の金商業等府令第1条第3項第14号に規定する親法人等、	
同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第3号に規定	
する関係外国法人等に該当する場合に、資本関係がある旨を	
<u>提供する。</u>	
⑤ 金商業等府令第83条第1項第9号ロ及び第10号ロに規定	
する「当該金融商品取引業者等との間に」「人的関係がある場	
合にあっては、その旨」については、合理的と認められる一	
定の時点において役職員が兼職している場合に、人的関係が	
<u>ある旨を提供する。</u>	
⑥ 金商業等府令第83条第1項第9号ロ及び第10号ロに規定	
する「それにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が	
相反するおそれがある」「理由」については、例えば、当該資	
本関係がある会社の収益となることによりグループ全体の	
利益となる旨や当該人的関係がある会社の収益となる旨を	
<u>提供することが考えられる。</u>	
⑦ 金商業等府令第 83 条第1項第9号ハに規定する「当該金	
融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員	

改正案	現行
若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信	
<u>託受益証券の売買その他の取引を行った場合に特別の評価</u>	
<u>を行うこととしているとき」とは、例えば、恒常的又は特定</u>	
の期間において、当該投資信託受益証券を販売した場合に他	
の投資信託受益証券を販売する場合と異なる追加的な評価	
<u>を行っているものと認められる業績評価体系となっている</u>	
とき等がこれに該当するものと考えられる。	
<u>(注)本⑦及び下記⑧の「特別の評価を行うこととしている</u>	
とき」に該当しない場合(金商業等府令第83条第1項第9	
号ハ又は第 10 号ハに掲げる事項の提供が求められない場	
合)であっても、業績評価体系の内容によっては金融商品	
取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある場合が	
あり得ることから、Ⅲ−2−3−1に規定する主な着眼点	
に係る必要な検証を行うことに留意する。	
⑧ 金商業等府令第83条第1項第10号ハに規定する「当該金	
融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員	
<u>若しくは使用人の業務の実績に関する評価について特定仕</u>	
組債の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行う	
こととしているとき」とは、例えば、恒常的又は特定の期間	
において、当該特定仕組債を販売した場合に他の特定仕組債	
<u>を販売する場合と異なる追加的な評価を行っているものと</u>	
<u>認められる業績評価体系となっているとき等がこれに該当</u>	
<u>するものと考えられる。</u>	
⑨ 金商業等府令第 83 条第1項第9号イからハまで及び同項	
第 10 号イからハまでに規定する「利益が相反するおそれが	

改正案	現行
ある旨」については、各号におけるイからハまでの事項が <b>複</b>	
<u>数ある場合は、利益が相反するおそれがある旨をまとめて提</u>	
<u>供することで差し支えないものとする。</u>	
<u>(14)</u> 監督手法・対応	<u>(13)</u> 監督手法・対応
Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業)	Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業)
Ⅷ-2 業務の適切性(投資助言・代理業)	Ⅲ-2 業務の適切性(投資助言・代理業)
Ⅷ-2-2 代理・媒介業に係る業務の適切性	Ⅷ−2−2 代理・媒介業に係る業務の適切性
Ⅲ-2-2-3 投資者保護のための情報提供	Ⅷ-2-2-3 投資者保護のための情報提供
(1)主な着眼点	(1)主な着眼点
①~③(略)	①~③(略)
<u>④</u> 利益相反のおそれがある行為における説明に係る留意事	(新設)
<u>項</u>	
<u>イ. 金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号口に規定する「当該</u>	
行為を行う金融商品取引業者等との間に資本関係」「がある	
場合にあっては、その旨」については、当該代理・媒介業	
者の金商業等府令第1条第3項第14号に規定する親法人	
等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号	
に規定する関係外国法人等に該当する場合に、資本関係が	
ある旨を説明しているか。	
口. 金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号口に規定する「当該	
行為を行う金融商品取引業者等との間に」「人的関係がある」	
場合にあっては、その旨」については、合理的と認められ	
<u>る一定の時点において役職員が兼職している場合に、人的</u>	

関係がある旨を説明しているか。

改正案	現行	
ハ. 金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号口に規定する「それ		
により当該行為を行う金融商品取引業者等と顧客との利益		
が相反するおそれがある」「理由」については、例えば、当		
<u>該資本関係がある会社の収益となることによりグループ全</u>		
体の利益となる旨や当該人的関係がある会社の収益となる		
<u>旨を説明しているか。</u>		
二. 金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号ハに規定する「当該		
<u>行為を行う金融商品取引業者等において行われるその部署</u>		
又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価に		
ついて投資一任契約の締結の代理又は媒介を行った場合に		
特別の評価を行うこととしているとき」とは、例えば、恒		
常的又は特定の期間において、当該投資一任契約の締結の		
代理又は媒介を行った場合に、他の投資一任契約の締結の		
代理又は媒介を行う場合と異なる追加的な評価を行ってい		
るものと認められる業績評価体系となっているとき等がこ		
<u>れに該当するものと考えられる。</u>		
(注)上記「特別の評価を行うこととしているとき」に該		
当しない場合(金商業等府令第 117 条第 1 項第 52 号ハに		
<u>掲げる事項の説明が求められない場合)であっても、業</u>		
<u> 績評価体系の内容によっては金融商品取引業者等と顧客</u>		
<u>との利益が相反するおそれがある場合があり得ることか</u>		
ら、Ⅲ−2−3−1に規定する主な着眼点に係る必要な		

定する「利益が相反するおそれがある旨」については、同

改正案	現行
号におけるイからハまでの事項が複数ある場合は、利益が	
相反するおそれがある旨をまとめて説明することで差し支	
<u>えないものとする。</u>	
(2)(略)	(2)(略)
Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)	Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)
Ⅷ-1 業務の適切性(登録金融機関)	Ⅷ一1 業務の適切性(登録金融機関)
Ⅲ-1-1 個別業務の適切性	Ⅷ-1-1 個別業務の適切性
(1)~(10)(略)	(1)~(10)(略)
(11) 金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号柱書に規定する「特定	(新設)
仕組債に関する金融商品仲介行為」又は同項第 52 号柱書に規	
定する「投資一任契約の締結の代理又は媒介をする行為」を行	
<u>う登録金融機関にあっては、</u>	
① 金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号口に規定する「登録	
金融機関との間に資本関係」「がある場合にあっては、その	
旨」及び同項第52号ロに規定する「当該行為を行う金融商品	
取引業者等との間に資本関係」「がある場合にあっては、その	
旨」については、当該登録金融機関の金商業等府令第1条第	
3項第14号に規定する親法人等、同項第16号に規定する子	
法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当	
<u>する場合に、資本関係がある旨を説明しているか。</u>	
② 金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号口に規定する「登録	
金融機関との間に」「人的関係がある場合にあっては、その	
旨」及び同項第52号ロに規定する「当該行為を行う金融商品	
取引業者等との間に」「人的関係がある場合にあっては、その	

改正案
旨」については、合理的と認められる一定の時点において役
職員が兼職している場合に、人的関係がある旨を説明してい
<u>るか。</u>
③ 金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号口に規定する「それ
<u>により当該登録金融機関と顧客との利益が相反するおそれ</u>
がある」「理由」及び同項第52号ロに規定する「それにより
当該行為を行う金融商品取引業者等と顧客との利益が相反
するおそれがある」「理由」については、例えば、当該資本関
<u>係がある会社の収益となることによりグループ全体の利益</u>
となる旨や当該人的関係がある会社の収益となる旨を説明
しているか。
④ 金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号ハに規定する「登録
金融機関において行われるその部署又はその役員若しくは
使用人の業務の実績に関する評価について特定仕組債に関
する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこ
ととしているとき」については、Ⅳ-3-1-2(13)⑧に準じているとき」については、Ⅳ-3-1-2(13)⑧に準じていまた。
て判断するものとし、同項第 52 号ハに規定する「当該行為を
行う金融商品取引業者等において行われるその部署又はそ
の役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について
投資一任契約の締結の代理又は媒介を行った場合に特別の 評価を行うこととしているとき」については、Ⅷ-2-2-3
<u>評価を行うこととしているとさ」については、WI-2-2-3</u> (1) ④二に準じて判断するものとする。
<u>(1) 母二に学じて刊刷するものとする。</u> ⑤ 金商業等府令第 117 条第 1 項第 51 号イからハまで及び同
項第 52 号イからハまでに規定する「利益が相反するおそれ」
<u>境第 52 号4 かられまでに焼足する 4利益が相及するのでれ</u> がある旨」については、各号におけるイかられまでの事項が
<u>2 ののロコについては、ロコにのけのコカンのいまでの事項が</u>

## 改正案

<u>複数ある場合は、利益が相反するおそれがある旨をまとめて</u> 説明することで差し支えないものとする。

- (12) 監督手法・対応
- XI. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)
- XI-1 業務の適切性(金融商品仲介業者)

金融商品仲介業者の業務の適切性については、 $\Pi-2$ ( $\Pi-2-5-2$ 、 $\Pi-2-5-3$ 及び $\Pi-2-6$ を除く。)、N-3-1(N-3-1-2(2)、N-3-1-3(1)及び(2)並びにN-3-1-6を除く。)、N-3-3-2(3)及び(6)(店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。)並びにN-3-4-2並びにN-3-6-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

なお、IV-3-1-2(6)③イ及び口の理論価格、並びに③口及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において 算出又は策定したものを使用することができるものとする。

## (1)説明書類に係る留意事項

金商法第66条の18に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。

(2) 利益相反のおそれがある行為における説明に係る留意事項

現行

## (11) 監督手法・対応

- XI. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)
- XI-1 業務の適切性(金融商品仲介業者)

金融商品仲介業者の業務の適切性については、 $\Pi-2$ ( $\Pi-2-5-2$ 、 $\Pi-2-5-3$ 及び $\Pi-2-6$ を除く。)、N-3-1(N-3-1-2(2)、N-3-1-3(1)及び(2)並びにN-3-1-6を除く。)、N-3-1-3(1)及び(6)(店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。)並びにN-3-4-2並びにN-3-6-2に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。

なお、IV-3-1-2(6)③イ及び口の理論価格、並びに③口及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において 算出又は策定したものを使用することができるものとする。

(新設)

(新設)

改正案	現行
① 金商業等府令第 275 条第 1 項第 34 号ロ、第 35 号ロ及び第	
36 号口に規定する「金融商品仲介業者との間に資本関係」「が	
<u>ある場合にあっては、その旨」については、当該金融商品仲</u>	
介業者の金商業等府令第1条第3項第 14 号に規定する親法	
人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第3号	
に規定する関係外国法人等に該当する場合に、資本関係があ	
<u>る旨を説明しているか。</u>	
② 金商業等府令第275条第1項第34号ロ、第35号ロ及び第	
36 号口に規定する「金融商品仲介業者との間に」「人的関係	
<u>がある場合にあっては、その旨」については、合理的と認め</u>	
られる一定の時点において役職員が兼職している場合に、人	
<u>的関係がある旨を説明しているか。</u>	
③ 金商業等府令第275条第1項第34号ロ、第35号ロ及び第	
36号口に規定する「それにより当該金融商品仲介業者と顧客	
との利益が相反するおそれがある」「理由」については、例え	
ば、当該資本関係がある会社の収益となることによりグルー	
プ全体の利益となる旨や当該人的関係がある会社の収益と	
<u>なる旨を説明しているか。</u>	
④ 金商業等府令第 275 条第1項第34号ハに規定する「金融	
商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若し	
くは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受	
益証券に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評	
価を行うこととしているとき」については、Ⅳ-3-1-2(13)	
⑦に準じて判断するものとし、同項第35号ハに規定する「金	
融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若	

改正案	現行
しくは使用人の業務の実績に関する評価について特定仕組	
<u>債に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を</u>	
<u>行うこととしているとき」については、Ⅳ-3-1-2(13)⑧</u>	
に準じて判断するものとし、同項第36号ハに規定する「金融	
商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若し	
くは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契	
<u>約の締結の媒介を行った場合に特別の評価を行うこととし</u>	
ているとき」については、Ⅶ-2-2-3(1)④二に準じて判	
<u>断するものとする。</u>	
⑤ 金商業等府令第 275 条第1項第34号イからハまで、同項	
<u>第35号イからハまで及び同項第36号イからハまでに規定す</u>	
<u>る「利益が相反するおそれがある旨」については、各号にお</u>	
<u>けるイからハまでの事項が複数ある場合は、利益が相反する</u>	
おそれがある旨をまとめて説明することで差し支えないも	
<u>のとする。</u>	